PFI事業に係る実施方針の策定の見通し(令和6年度)

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年 法律第117号)第15条第1項の規定に基づき、実施方針の策定の見通しに関す る事項を公表します。

特定事業の名称	富山空港特定運営事業等
特定事業の期間	10年間 (オプション延長・合意延長含め最長 25年間)
特定事業の概要	運営権者は、富山空港の滑走路等の運営とターミナルビル等の運営を一体的に実施
公共施設等の立地	富山県富山市秋ヶ島
実施方針を策定する時期	令和7年1月(予定) ※県HPにて公表予定
担当	富山県交通政策局航空政策課 電話 076-444-3587